

人材紹介サービス利用申込書

以下に記載の「人材紹介手数料について」及び裏面「人材紹介サービス利用規約」に同意し、人材紹介サービスの利用を申し込みます。

フリガナ				
会社名	印			
フリガナ				
所在地				
連絡先	TEL		メール	
責任者	所属役職		ご氏名	印
申込年月日	西暦 年 月 日			

■人材紹介手数料について

株式会社アサイメント（以下当社という）から紹介された人材を採用した場合以下に定める人材紹介手数料をお支払いいただきます。

- ① 紹介手数料は理論年収の 35%（ただし理論年収が 1,000 万円以上の場合は 30%いずれも別途消費税）とし、これが 100 万円に満たない場合は 100 万円(別途消費税)をお支払いいただきます。

理論年収とは、月額給与（超過勤務手当・通勤手当を除く算定可能な諸手当は全て含む）の 12 ヶ月分と、想定される年間賞与と合算した額とします。 年俸制を適用する場合は年俸額を理論年収とします。

年間賞与とは、入社時期にかかわらず算定期間にすべて在籍しているものとして、被採用者の職位や職務、役職等に応じた前年度実績等に基づき算定するものとします

- ②紹介手数料は、入社日の翌月末日までに、請求額の全額を当社の指定する銀行口座に送金してお支払いいただきます。 振込手数料は貴社のご負担でお願いします。

- ③当社が紹介した人材を、当社を介すること無く採用を決定した場合も、1 に定める紹介手数料をお支払いいただきます。

- ④被採用者の都合により 3 ヶ月未満で雇用契約を終了した場合(死亡・病気を除く)、支払われた紹介手数料に下記の料率を乗じた額の金員を返還致します。ただし、入社後の労働条件の変更(労働時間、勤務地、職種等)等の事情により退職した場合は返金致しません。

1 ヶ月未満で雇用契約を終了した場合 50%

2 ヶ月未満で雇用契約を終了した場合 30%

3 ヶ月未満で雇用契約を終了した場合 15%

なお、返金に際しては当社指定の「退職通知および返還金請求書」を雇用契約終了の日より起算して 30 日以内に当社に提出してください。当該請求書の到着後翌月末日までに、返還金ご指定の銀行口座に送金してお支払いします。雇用契約終了の日より 30 日を経て提出のない場合は、当社は、返還の義務を免れるものとします。

- ⑤当社は、④に定める返金以外には、いかなる返金 賠償の責を負わないものとします。

以上

アサイメント使用欄

株式会社アサイメント

大阪府東大阪市長堂 2-10-24

TEL: 06-6264-2411

FAX: 06-6105-5159

人材紹介サービス利用規約

この利用規約は、株式会社アサイメント（以下「当社」という）が提供する人材紹介サービス(以下「本サービス」という）利用のための条件を定めたものです。

【第1条(免責)】

本サービスは、利用者に対し求人内容に適合可能性のある求職者を紹介するよう努めるものであり、応募や、採用の成功を保証するものではありません。また、職務経歴書履歴書その他の応募関連書類は、本サービスにより応募した人材(以下「応募者」という)の責任において作成され、当社は応募者の身元保証等一切これを行わないものとします。

【第2条（採用選考）】

利用者は、応募者を選考し、適当と認めた場合には利用者の責任において当該応募者を採用します。

- 1.利用者は、前項に基づき応募者の採用を決定したとき、採用決定条件を「内定通知書」等又は当社の用意する「採用決定通知書」に記入、又はその旨メールに記載して、当社に通知するものとします。
- 2.利用者は、採用選考中及び採用選考終了後1年間は、当社に通知することなく応募者と直接連絡を取り、又は応募者を採用してはならないものとします。

【第3条（個人情報の取扱）】

当社は、選考に必要なと認められる範囲で、応募者の個人情報(以下「個人情報」という)を利用者に開示提供等を行います。

- 1.利用者は、個人情報を秘密として厳重に管理し、正当な理由なく第三者に開示・提供等しないものとし自らの役員及び従業員に対し、これらの義務を遵守させるものとします。
- 2.利用者は、応募者を採用しないことを決定したときは、当社から開示又は提供を受けた個人情報を、複製物を含め直ちに返還又は廃棄するものとします。

【第4条（秘密保持）】

- 1.利用者及び当社は、相手方から秘密である旨明示のうえ受領し又は提供を受けた情報(以下「機密情報」という)を、本規約の有効期間中及び有効期間終了後も、第三者に開示又は漏洩してはならないものとします。但し、正当な理由に基づく管轄官公庁の命令又は法令に基づき開示が要請された場合は、この限りではありません。
- 2.以下のいずれかに該当する情報は、機密情報にあたりないものとします。
 - (1)受領時に、既に公知であった情報
 - (2)受領者の責に帰さない事由により公知になった情報
 - (3)第三者から機密保持義務を負うことなく正当に入手した情報

【第5条(反社会勢力の排除)】

利用者又は当社が、次の各号のいずれかに該当する場合には、利用者又は当社は、何らの催告を要しないで、直ちに本規約及び本サービスの申込内容を解除できるものとし、これにより、利用者又は当社が本規約及び本サービスの申込内容を解除した場合、相手方に対する損害賠償責任を負わないものとします。

- (1)役員又は従業員等(以下「役員等」という。)が暴力団、暴力団員、暴力団関係者、総会屋その他反社会的勢力(以下「反社会的勢力」という。)である、又は反社会的勢力であった場合
- (2)役員等が反社会的勢力に対し、出資、貸付、資金もしくは役務提供等している場合又は反社会的勢力と何らかの取引をしている場合
- (3)役員等が反社会的勢力と交際している場合
- (4)前各号に掲げる場合のほか、役員等が反社会的勢力と何らかの関係を持っている場合

【第6条（求人情報等の開示・提供）】

当社は、利用者より提示された求人情報及び一般的に公開されている企業情報を本サービス業務遂行の目的で当社が運営するwebサイト等に公開します。また、当該求人情報は当社と取引のある第三者のポータルサイト等に掲載される可能性があります。

【第7条（有効期間）】

本規約の有効期間は、人材紹介サービス利用申込書に記載された申込年月日より1年間とします。ただし、期間満了の1ヶ月前までに利用者及び当社いずれか一方が書面による通知をしない場合には、更に同一の条件を以って1年間更新するものとし、それ以後も同様とします。

以上
株式会社アサイメント